

# 会 次 第

開催日：令和7年7月3日（木）

時 間：午後7時～8時30分

場 所：ふれあい交流センター 大ホール

司 会：こどもみらい課 城間

- 1 担当課長あいさつ こどもみらい課長 城間 真
- 2 村立認定こども園移行及び認可保育園の5歳児保育導入について
- 3 事前質問への回答
- 4 質疑応答
- 5 閉会のことば 学校教育課長 仲間 出

# 【保護者説明会】

## 村立認定こども園移行及び認可保育園の 5歳児保育導入について

開催日：令和7年7月3日（木）

時間：午後7時～8時30分

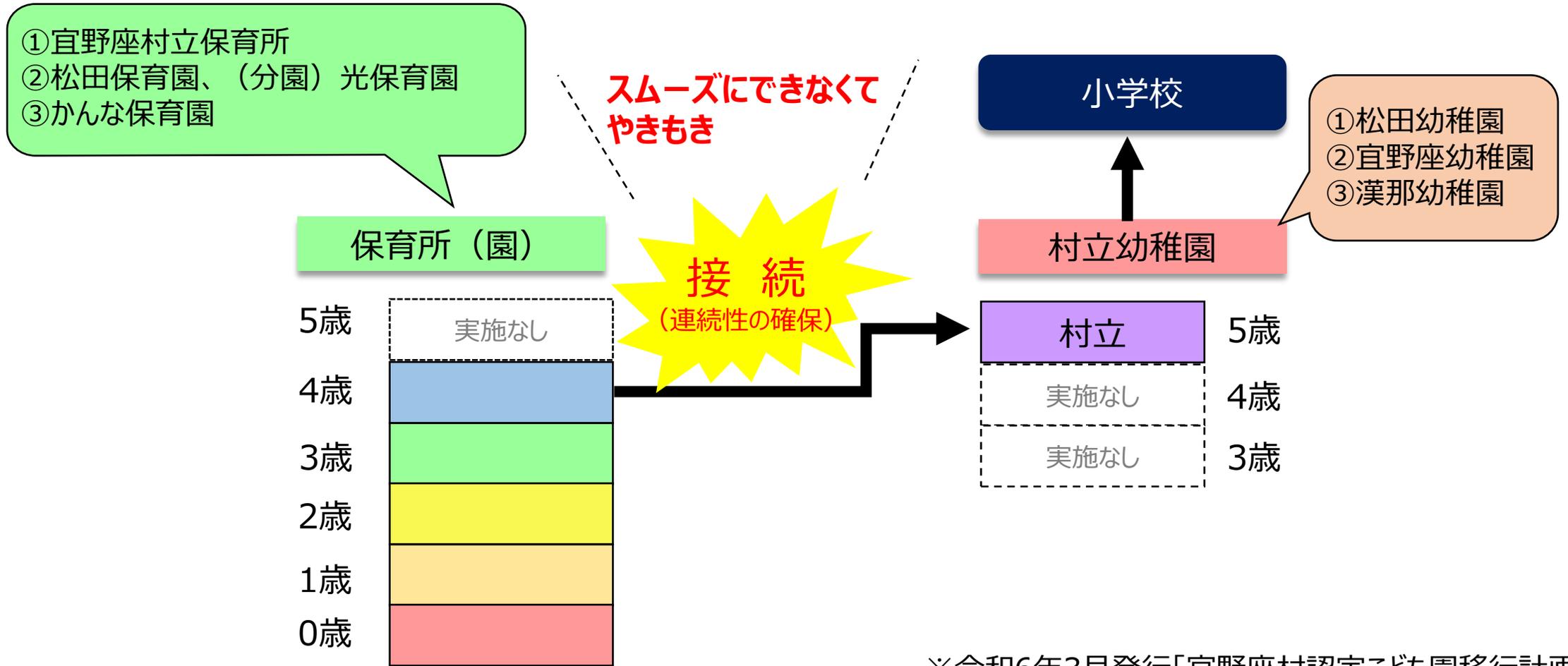
場所：ふれあい交流センター 大ホール



# 目次

- ①現在の宜野座村の教育・保育の状況
- ②認定こども園等について
- ③本村の認定こども園等の移行に向けて
- ④移行に向けての課題
- ⑤今後のスケジュール
- ⑥事前質問について

# ① 現在の宜野座村の教育・保育の状況



※令和6年3月発行「宜野座村認定こども園移行計画」p 3

# ◎本村の教育・保育の課題と保護者のニーズ

## ①本村の教育・保育の課題

本村においては、5歳児のみの幼稚園、4歳児までの保育園による教育・保育の提供が今も続いています。課題として、1年のみの幼稚園では、子どもの成長の連続性を把握した教育・保育が難しい為、複数年での実施が必要です。

その他の課題としては、幼稚園教諭や保育士の人材不足、年度途中の待機児童発生、特別支援を必要とする子の増加などがあります。

## ②保護者のニーズ

- 幼稚園では、預かり保育ニーズが増加しています。  
教育ニーズとともに保育ニーズを併せ持つ機能が求められています。
- 幼稚園においては、子育て家庭より「夏休み等の受け入れ」が望まれているほか、「預かり保育」、「土曜日の預かり保育」、「給食の有無」が重視されています。

## ◎村立幼稚園の利用状況と預かり保育の利用

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
園児数（人）	88	68	80
預かり人数（人）	62	62	61
預かり割合（％）	89.8	91.1	85.9

◎預かり保育の利用割合は9割程度を占めています。

## ② 認定こども園等について

認定こども園とは

---

◎認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能をあわせ持つ施設です。

◎就学前（0歳～5歳）の子どもに教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する新たな枠組みです。

# ◎ 「保育所（園）」と「幼稚園」の違いについて

## 保育所（園）

保護者に代わって子どもを保育。（主に生活習慣）

- \*管 轄：こども家庭庁
- \*法 律：児童福祉法
- \*施 設：保育所等
- \*資 格：保育士
- \*対 象：0～5歳
- \*保育所保育指針

（両親が共働きなどで  
家庭保育ができない）



宜野座村は  
0～4歳が保  
育所（園）へ  
通園している。

## 幼稚園

幼児を保育し、適切な環境を整える  
ことで、学びの芽生えを育む。  
（生活習慣＋教育）

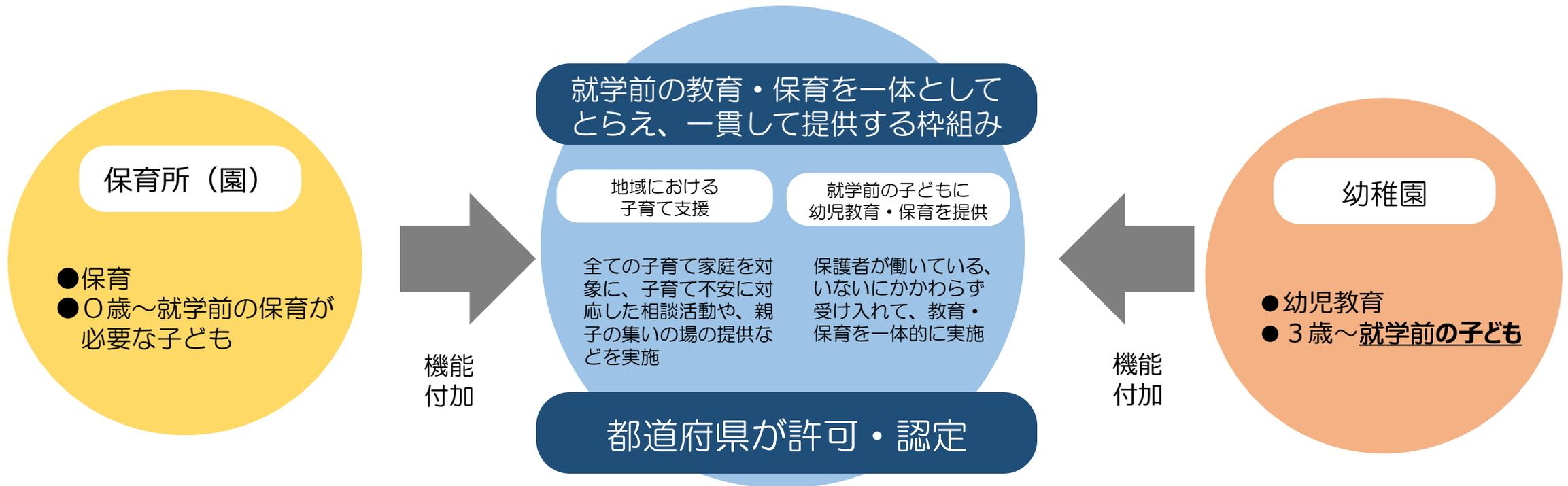
- \*管 轄：文部科学省
- \*法 律：学校教育法
- \*施 設：幼稚園
- \*資 格：幼稚園教諭
- \*対 象：3～5歳
- \*幼稚園教育要領

利用希望する世帯



宜野座村は  
5歳のみ幼稚  
園へ通園して  
いる。

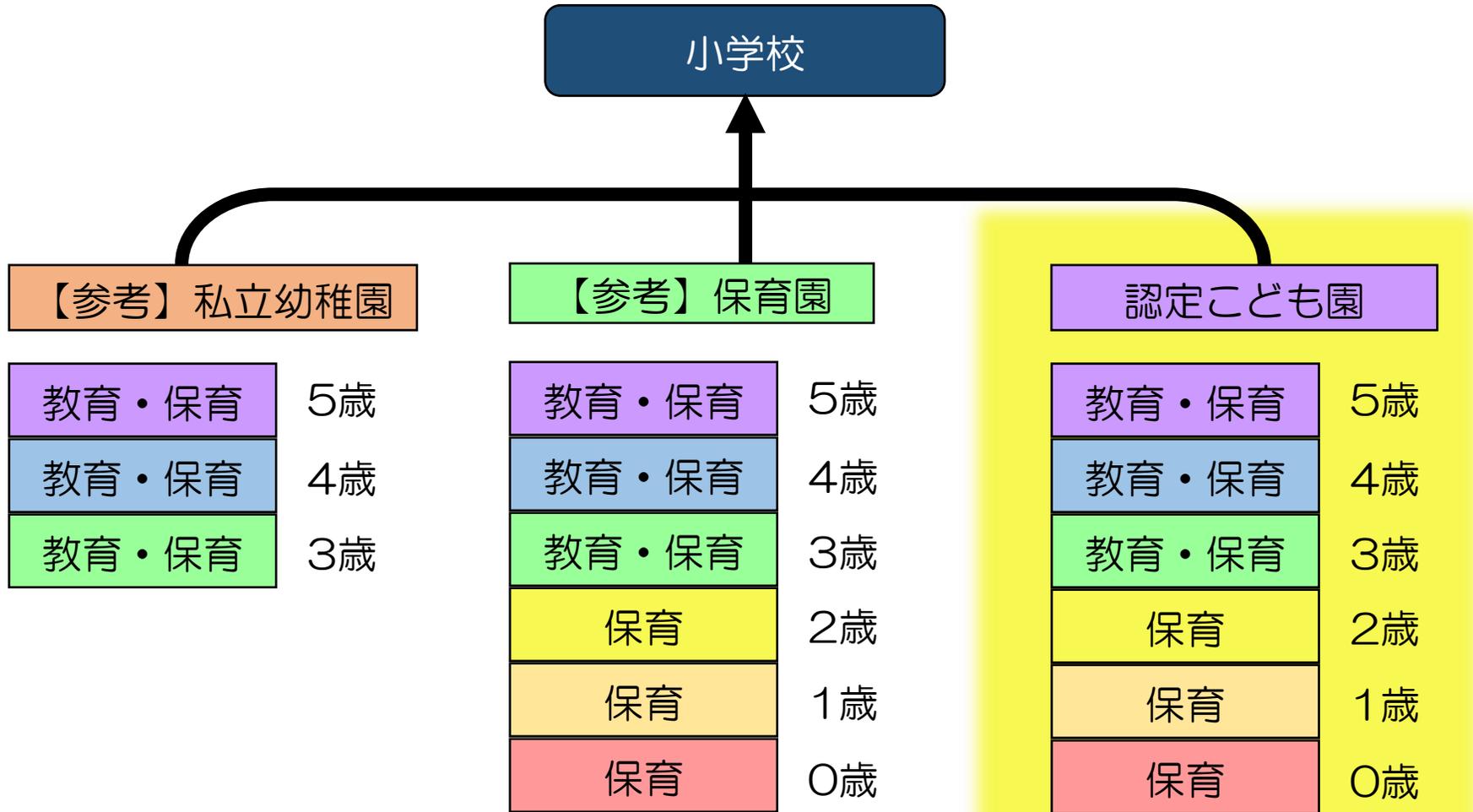
# ◎ 「認定こども園」とは



※「就学前こども」とは  
小学校就学前（5歳児）の子どものこと

# ◎教育・保育の連続性と小学校への接続のイメージ

※令和6年3月発行「宜野座村認定こども園移行計画」p51



学びの連続性の  
確保ができる！



# ◎本村の教育・保育施設とこども園の比較

	保育所（園）	幼稚園		認定こども園
	主に共働きの家庭	幼稚園	預かり	共働き・保育を必要としない家庭、どちらも利用可能
対象年齢	0～4歳	5歳		0～5歳
認定区分	2号、3号	1号		1号、2号、3号
入園(所)開始	4月1日	入園式の日～	入園式の次の日	4月1日
土曜保育の受入	あり	実施なし		11時間開園、土曜開園が原則 ※保育所（園）と同じ ※弾力運用可  ※土曜日利用については事前に利用希望を確認します。
長期休暇の保育	あり	実施なし	8:15～18:30	
開園(所)時間	7:30～18:30	8:15～14:00 <small>※教育週間は39週以上</small>	14:00～18:30	
延長保育	あり (18:30～19:00)	実施なし	実施なし	
給食 ※経済的負担	毎日提供 (自園調理) ※副食費4,600円	長期休業期間中 以外は毎日提供 ※給食費無償化	長期休業期間中は お弁当持参	・2号と3号の子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則、調理室の設置義務 (満3歳以上は外部搬入可) ※副食費4,600円

# 【参考】支給認定の区分等について

	認定区分	お子さんの年齢	保育の必要要件	利用できる施設
主に専業主婦の家庭	1号認定	満3歳以上 (3～5歳)	なし	幼稚園 認定こども園
主に共働きの家庭 (3～5歳)	2号認定	満3歳以上 (3～5歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園
共働きの家庭 (0～2歳)	3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園

利用区分	利用時間	保育を必要とする事由
標準時間認定	最長11時間	月120時間以上の就労又は就学、妊娠・出産、疾病、介護等
短時間認定	最長8時間	月64時間以上120時間未満の就労又は就学、求職活動等

# ◎認定こども園が提供できるサービス等

- ① 幼稚園と保育所の長所を併せ持っている。
- ② 保護者が働いている・いないに関わらず利用が可能。
- ③ 土曜保育の利用、夏休み、春休み等の食事の提供が可能。
- ④ 学びの連続性を踏まえた、教育・保育の充実。
- ⑤ 特別な支援を必要とする園児の一貫した施設利用が可能。
- ⑥ 3歳児以上のクラスは、「2名担任体制」。
- ⑦ クラス配置基準は、4～5歳児クラスは30対1。（幼稚園は35対1）
- ⑧ 園長を専任配置する。

# ◎ 認定こども園の種類

## ● 幼保連携型認定こども園

幼稚園と保育所の認可を持つ施設が、単一の施設として機能を果たすもの

職員要件：保育教諭（幼稚園教諭 + 保育士資格）

## ○ 幼稚園型認定こども園

幼稚園の認可を持つ施設が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備える施設

職員要件：満3歳以上 → 両免許併有が望ましい。いずれかでも可

満3歳未満 → 保育士資格が必要

## ○ 保育所型認定こども園

保育所の認可を持つ施設が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備える施設

職員要件：満3歳以上 → 両免許併有が望ましい。いずれかでも可

満3歳未満 → 保育士資格が必要

## ○ 地方裁量型認定こども園

幼稚園や保育所の認可を持たない施設が、「認定こども園」としての機能を取り入れたもの

職員要件：満3歳以上 → 両免許併有が望ましい。いずれでも可

満3歳未満 → 保育士資格が必要

### ③ 本村の認定こども園等の移行に向けて

- ① 村立認定こども園は、宜野座小学校区に配置する。
- ② 村立の3幼稚園を閉園し、村立認定こども園1園に移行し、0～5歳児を受け入れる施設として整備する。

ただし、新施設の建設が完了するまでは、既存の幼稚園の施設を活用した【分園型】とする。

【令和8年度より】

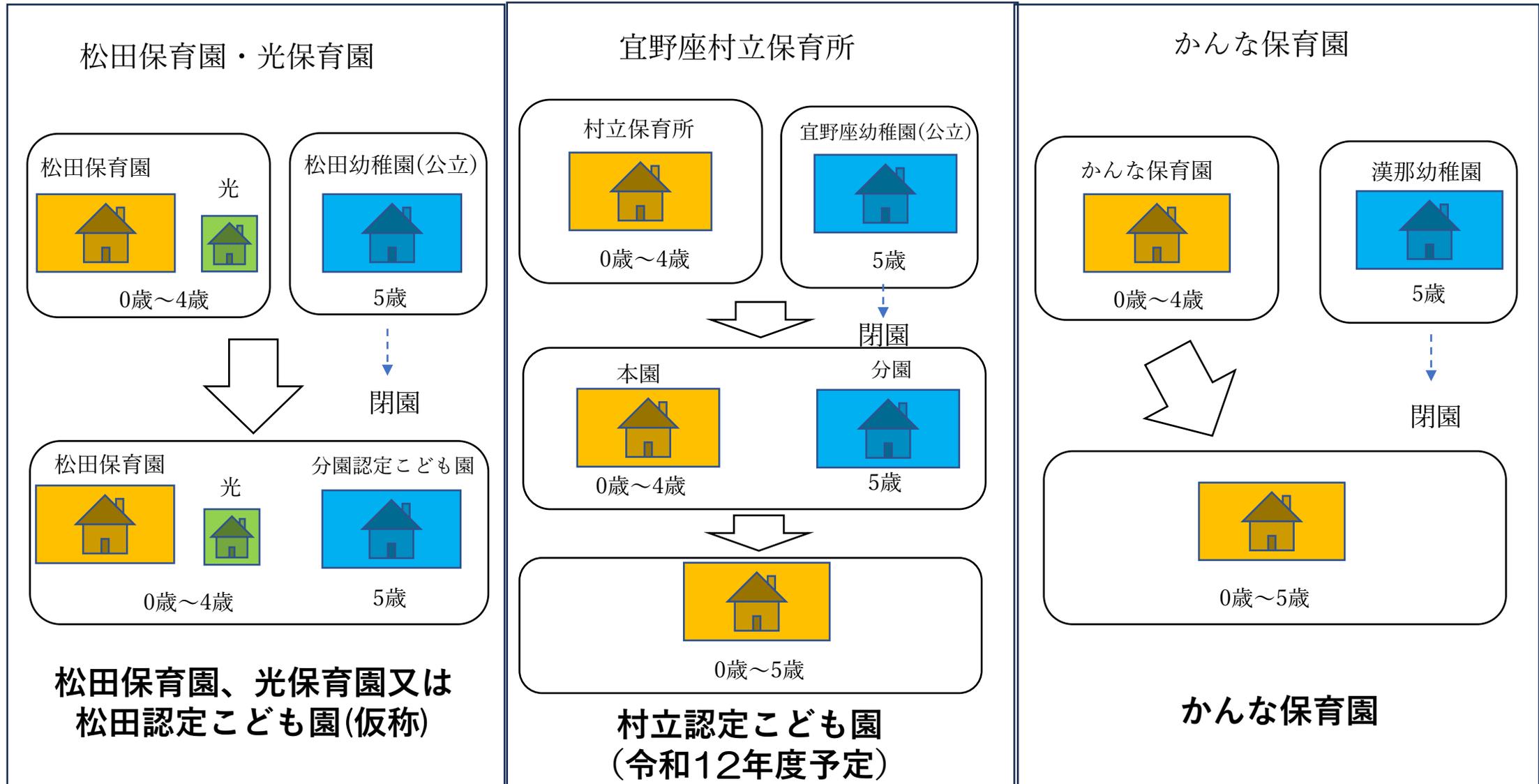
村立保育所 + (分園) 宜野座幼稚園施設を活用 ⇒ 宜野座村立認定こども園

松田保育園・(分園) 光保育園 + (分園) 松田幼稚園施設を活用 ⇒ 松田認定こども園(仮称) ※予定

※かな保育園においては、施設整備(改修等)した上で5歳児保育を導入する。

【村立認定こども園の新施設の建設について】令和7年度において、用地の選定や施設規模等決定していきます。※令和12年度開園を目標としています。

# 【令和8年度以降 各園の状況について】



# 宜野座村内こども園・保育園の入所人数（見込）

村立 こども園	1号			2号・3号					
	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	4			6	19	16	16	20	30
利用施設	本園		分園	本園				分園	

松田・光 こども園	1号			2号・3号					
	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
(松田こども園)			5	12	20	20	24	24	30
(光こども園)				21					
利用施設			分園	松田・光こども園				分園	

かな 保育園	1号			2号・3号					
	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
				12	24	24	25	25	15
利用施設				かな保育園					

# 3保育所（園）の利用について

項目		1号	2号・3号
利用認定 区分時間	標準時間	8：15～14：00	7：30～18：30（最長11時間）
	短時間		①8：30～16：30（最長8時間） ②9：00～17：00（最長8時間）
延長保育	利用時間		標準時間 18：30～19：00
			短時間 ①7：30～8：30、16：30～19：00 ②7：30～9：00、17：00～19：00
	利用料 （月）		標準時間 1,500円 短時間 ①②ともに3,000円 ※18：30～19：00の延長料は含みません※ ※閉所時間を延長するための経費として150円です※
	利用料 （日額）		標準時間 150円 短時間 ①②ともに100円
給食費（円）	主食費		500円を宜野座村が補助
	副食費		4600円（年収360未満世帯、所得階層にかかわらず第3子以降の子どもは副食費免除）

## ④ 移行に向けての課題

---

- ①保護者や保育士・幼稚園教諭等のこども園移行に関する理解について
- ②村立宜野座幼稚園及び村立松田幼稚園の施設や備品の管理等について
- ③村立認定こども園5歳児の食事の提供について（外部搬入の予定）
- ④村立認定こども園、松田認定こども園（仮称）の保護者送迎における  
駐車場の整備について
- ⑤来年度向け入園の決定について
- ⑥村立漢那幼稚園の施設の活用について
- ⑦村立認定こども園新設後の村立宜野座幼稚園の施設の活用について

## ⑤ 今後のスケジュール

### 【施設見学会について】

目的：来年度入園申し込みの際の希望園を決定する際の参考とする為

対象施設	連絡先	期間	時間	申込期限
宜野座幼稚園	968-4356	7月28日（月）～ 8月1日（金）	9：30～11：30	7/18(金) 受付時間：PM2～5時
松田幼稚園	968-4340			
村立保育所	968-8566	8月18日（月）～ 8月29日（金）		8/12（火） 受付時間：AM9～PM5時
かなな保育園	968-3355			
松田保育園・光保育園	968-8701			

☎お申込み方法：直接各施設へ電話にてお申込み下さい☎

### 【来年度の認定こども園及び保育園申し込みについて】

10月を予定しています。お申し込み開始日の1ヶ月前には申込書類を配布予定です。

お問合せ先：こどもみらい課（☎968-5024）

